

パート・有期と正社員との待遇の違いに関する自主点検票（パートタイム・有期雇用労働法関係）

・パートタイム労働者や有期雇用労働者（以下、「パート・有期」といいます。）を雇用している事業場を対象に、パート・有期と正社員との待遇の違いが法律で禁止する不合理と認められる相違となっていないか、点検していただくための点検票です。
 ・貴社のパート・有期に複数の職種が存在する場合には、正社員と最も業務内容が近い職種を一つ選定していただき、以下の項目に回答してください。

※「パートタイム労働者（パート）」とは、1週間の所定労働時間が正社員（フルタイムの方）に比べて短い労働者です。

※「有期雇用労働者（有期）」とは、事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者です。

※パート又は有期のいずれかに該当する労働者がパートタイム・有期雇用労働法の適用を受ける労働者です。

事業場名： (住所) 市・町・村)

当該事業所の労働者の数： 人 うちパートタイム・有期雇用労働者の数： 人

企業全体の労働者の概数： ☐ 1 1～30人 ☐ 2 31～100人 ☐ 3 101人～300人 ☐ 4 301人以上

※回答いただいた情報については、パートタイム・有期雇用労働法の担当部署である都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）及び働き方改革推進支援センターにも共有させていただきます。また、必要に応じて、当該機関から改めてご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

1 基本給、賞与についてどのような取扱いにしていますか。

(1) 基本給	☐	ア	正社員とパート・有期で差がない（例：同じ計算式や金額で支給している。）
	☐	イ	正社員とパート・有期で差がある（例：違う計算式や金額で支給している。）
	☐	ウ	わからない
	☐	エ	パート・有期の基本給は正社員の6割未満である

(2) 賞与	☐	ア	正社員とパート・有期で差がない（例：正社員にも有期にも同じ計算式や金額で支給している。）
	☐	イ	正社員とパート・有期で差がある（例：正社員には支給があるが、有期には支給がない、又は計算式が違う。）
	☐	ウ	賞与は、正社員には支給されているが、パート・有期には支給がない
	☐	エ	正社員、パート・有期のいずれにも賞与を支給していない。

2 通勤手当について、正社員とパート・有期との間で取扱いが違いますか。（複数回答可）

☐	ア	ある（例：・手当の算定方法や計算式が違う ・正社員には支給され、パート・有期には支給されてない）
☐	イ	ない（手当の算定方法や計算式などが同じ）
☐	ウ	わからない
☐	エ	手当がない

3 正社員との待遇の違いの内容及び理由や、待遇の決定に当たって考慮した事項について、パートや有期から聞かれたことがありますか。その際に説明を行いましたか。

☐	ア	これまでにパートや有期から聞かれ、説明を行ったことがある
☐	イ	パートや有期から聞かれたことはないが、求められれば説明できる準備はしている
☐	ウ	パートや有期から聞かれたことはなく、説明の準備もしていない
☐	エ	これまでにパートや有期から聞かれたことはあるが、説明していない
☐	オ	わからない

お疲れさまでした、点検は以上です。終了後、雇用環境・均等部（室）職員にご提出ください。

☆☆ アンケートにご協力ください ☆☆

本日は、ご出席いただきありがとうございます。
 本日の雇用環境・均等部（室）から説明を受けた内容について、
 右記二次元コードにアクセスしていただき、回答フォームに入力をお願いします。

・回答フォームURL <https://forms.office.com/r/9mkaJAFfLi>
 ・回答フォームの厚生労働省ウェブサイト掲載ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60271.html



※ご回答内容は、厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課及び都道府県労働局においてのみ活用し、外部に公表されることはありません。

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています

その待遇の違い、説明できますか？

正社員と同じ仕事をしているのに、同じように手当はもらえないの？



短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は当該労働者に説明しなければなりません。

- ・「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- ・待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明することが必要です。

同一労働同一賃金
特集ページはこちら▶



■待遇の違いについて再点検してみませんか？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩
室等の利用

各種手当

教育訓練

など

■働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？

- 全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
(受付時間：原則 平日9:00~17:00)



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金※など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。



働き方改革推進支援センター

・コンサルティングの申し込みやセミナーの開催情報などは事業所の所在地の都道府県名をクリックしてご覧ください。

※キャリアアップ助成金のご案内

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成を行っています。詳細については、厚生労働省HP(右二次元コード)からご確認ください。



厚生労働省HP ▲
「キャリアアップ助成金」